平成２１年（フ）第２０７７号
北海道北広島市南町１丁目８番地６
債務者　中谷　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８４号
札幌市厚別区厚別北４条４丁目14番３号
債務者　村上　奈々（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８８号
札幌市白石区南郷通７丁目南６番６号　セルバテール502号
債務者　上原　美加
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８１号
札幌市西区発寒５条５丁目５番15号
債務者　松永　克弘
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８２号
札幌市西区発寒５条５丁目５番15号
債務者　松永　和江
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８３号
札幌市西区発寒５条５丁目５番15号
債務者　松永　純平
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町25番地の110
債務者　工藤　尚美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２０号
北海道留萌市大町３丁目37番地の26　ポートハウス102号室
債務者　大高　充昭
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２８号
北海道留萌市見晴町４丁目22番地の３
債務者　蝦名　公雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２９号
北海道留萌市浜中町31番地
債務者　阿部　成之
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３０号
北海道留萌市千鳥町３丁目９番地の１　市営住宅メイプル２－２
債務者　栗岡　　進
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３１号
北海道留萌市千鳥町３丁目９番地の１　市営住宅メイプル２－２
債務者　栗岡　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３２号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町７丁目83番地の１
債務者　小野　英美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３３号
北海道増毛郡増毛町中歌20番地
債務者　藤丸　勝也（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３４号
北海道増毛郡増毛町畠中町１丁目25番地
債務者　宇治　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３５号
北海道留萌市緑ヶ丘町２丁目167番地の34
債務者　米倉　純司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３６号
北海道留萌市宮園町２丁目28番地　オリス留萌202号室
債務者　田村恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４３１号
盛岡市山岸６丁目16番14号
債務者　高村　芳子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部